**校長 青木　康子**

令和３年度　学校経営計画及び学校評価

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 「地域や関係機関との連携を深め、児童生徒一人ひとりの障がいや発達等の状況に応じた、最も適切な教育の創造」をめざす。支援学校として専門的機能を発揮し、教職員と児童生徒及び保護者とのつながりを深めながら、以下のことを中心とした教育を展開する。（１）健康の保持・増進に関する習慣や態度を育て、体力の向上に努める。（２）情緒の安定を図り、素直で明るく誠実に生きる態度を養う。（３）豊かな人間性と社会性を育て、自己実現の達成をめざす。（４）共に生きる人間として尊重しあう態度を育てる。 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| **１（授業力向上）児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高めることができる授業づくりを具体化する。****(１)　「児童生徒自らが主体的にいきいきと活動できる授業」をめざし、実態把握・計画・指導（実践）・評価のプロセスを大切に授業改善を図る。****(２)　本校児童生徒につけたい力を新学習指導要領の趣旨をふまえながら確認し、各学部の教育課程編成を見直す。****(３)　知的障がい教育におけるICTを活用した効果的な取り組みを推進する。そのために校内整備と教員の活用スキルの向上を図る。****(４)　教員の働き方改革を進めながら、経験の少ない**教員の育成も含めた**系統的な**校内研修や研究授業の**体制整備を図る。****２（安心安全）児童生徒一人ひとりの人権を尊重し、児童生徒・保護者から信頼される**安全で安心な学校づくりを推進する。(１)　大規模災害等の災害に備え、対応マニュアルの更新・訓練の実施と検証、及び必要な物品の充実を図る。　(２)　安全な医療的ケア体制の推進と肢体不自由のある児童生徒の教育内容の充実**を図る。**(３)　**体罰防止と**個人情報等の適切な管理運用を行い、信頼される学校づくりを進める。(４) 新型コロナウイルス感染症対策においては、主治医や学校医、保護者との連携を一層進め、心身のケア・罹患者に対する差別やいじめ防止を図る。３（地域連携）支援学校としての専門性を発揮できる指導や支援の充実及び地域連携の推進　(１)　児童生徒の発達段階を意識した実態把握とそれに対応する教材の工夫など支援方策の追及(２) 福祉医療人材（OT.PT.ST.臨床心理士）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、などの連携により、効果的な指導・支援の充実を図る。**(３)　「個別の教育支援計画」等の活用で校内の教育活動を充実させると共に、関係機関・事業所にも積極的に提供することで、支援の連携を強化する。****(４)　校外の関係機関とも連携し、支援学校のセンター的機能を推進する。**４（キャリア教育）早期からの系統的なキャリア教育等の推進、並びに次ステージ移行を支援する体制の充実　(１)　小学部段階からライフキャリア教育の視点に立ち、児童生徒一人ひとりの実態を踏まえた自立活動並びにキャリア教育の推進。　(２)　連続性のある学びの構築のため、学部間の連携と情報共有を深める。(３)　関係機関と連携し、生徒一人ひとりが希望する進路の実現及び就労移行を支援する体制の充実**を図る。** |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断（アンケート）の結果と分析［令和３年　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標〔R２年度値〕  | 自己評価 |
| **１　自己肯定感を高める授業づくりを具体化** | (１)　「児童生徒自らが主体的にいきいきと活動できる授業」をめざし、実態把握・計画・指導・評価のプロセスを大切に授業改善を図る。(２)　本校児童生徒につけたい力を新学習指導要領の趣旨をふまえながら確認し、各学部の教育課程編成を見直す。　(３)　知的障がい教育におけるICTを活用した効果的な取り組みを推進する。そのために校内整備と教員の活用スキルの向上を図る。**(４)教員の働き方改革を進めながら、経験年数の少ない**教員の育成も含めた**系統的な**校内研修や研究授業の**体制整備を図る。** | (１)①昨年度よりの「授業づくり」のあいことば継続「わかって、うごけて、すまいるあっぷ！！」「先生！またやろな」と子どもが言いたくなるような授業づくり」～課題別・数学・子どもに見通しをもたせる授業・子どもが自身で学習活動を振り返る授業・教員や友だちとの対話等を通じて、考えを深めたり、問題を見いだし解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりするような授業を引き続き推進する。②上記「主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくり」を推進する。テーマとする教科を「ことば・課題別（国語）」と決めて全校の教員が各学部で実践されている同教科の授業を参観し、共有する。③「各教科の指導と評価の年間計画（シラバス）」を活用し、全学部で「教科会」を実施し、教科主担者同士や、授業担当者で担当グループの学習内容の領域のバランスやねらい等の確認をし、チームで見通しをもって授業にのぞむ。④シラバスを活用し、「各教科の個別の指導計画」についても３観点での目標設定・評価をする。従来の「知識・技能」（～することができる）に偏らず、「思考力・判断力・表現力等」や「学びにむかう力や人間性を豊かにする等」の観点を意識し、生きる力を育む授業をめざす。（２）①学部教育課程検討委員会で「子どもにつけたい力」を確認し、それに沿って各学部の教育課程上の課題があれば改善する。（３）①１人１台導入されたタブレット端末と電子黒板の基本的な操作方法を教員が習熟し、授業での効果的な活用をすすめる。②ネットワーク上やタブレット端末に、共有の視覚支援教材（プレゼンテーションソフト・ワークシート等）や操作ガイドをおき、教材作成者以外の活用を推進することで、全校の教員がICT機器に触れる機会を増やし、効果的な授業実践につなげる。　（４）①あらかじめ年間計画として、適時に新転任研修や全体研修、公開授業を組み込むことで、経験年数の少ない教員の育成を図る。・初任者については、相談窓口等育成体制を明確にする。　②教育庁の指針に基づき、「時間外在校等時間」の上限時間を上回らぬよう、自身意識啓発を実施すると共に、引き続き学校行事や業務の見直し、外部社会人材の活用、組織編成の検討・調整、PC業務量の軽減のためのネットワーク整理・データ入力量を減らす仕組みを検討する。③養育・介護を行っている教員の業務の効率的な遂行を推進するため、「在宅勤務」のモデル事業を引き続き利用する。 | （１）①昨年度・初任者研修対象者・インターミディエイト研修対象者・10年経験者研修対象者・教育実習生 について研究授業：〔１人１件＝年に21人、21件実施〕研究協議：〔１回の協議会で複数の授業について協議をする。年に17回実施。〕②昨年度　「かず・課題別（数学）」ア：研究授業を設定〔各学部１＝年３回〕イ：研修講師を招聘〔年１回〕今年度　「ことば・課題別（国語）」で学部を越え授業実践交流③ア：今年度年間を通じて計画的に「学部教科会」を開催する。イ：【前期・後期開始時】授業担当者間で協議し、シラバス（案）の修正・見直しを図る。（年２回）【年度末】今年度のシラバスをもとに、授業担当者が教科のねらい（目標）の継続性や学習内容の順序性・領域配分のバランス・他教科との連携を意識しながら、次年度のシラバスを作成する。（２月末までに）④昨年度　学校再開６月より今年度　４月より新様式の「各教科の個別の指導計画」で１年間運用し、３観点での「学習評価」が前期・後期ともできたか。（２）①昨年度　「全校教育課程検討委員会」にて課題の確認のみ今年度は、確認した「特別の教科道徳（小・中・高）」「外国語科（中・高）」「総合的な学習の時間（中）」「総合的な探求の時間（高）」等について、新学習指導要領を踏まえた学習内容の見直しが必要か検討する。　・高等部においては、「作業種目」の編成や「職業」の学習内容について協議し、新学習指導要領に対応した教育課程の編成をすすめる。（12月までに）（３）①電子黒板・書画カメラ・タブレット端末等のICT機器基本操作に触れる機会を作り、全教員が適切な基本操作が出来るようになる。（年に１回研修）②共有フォルダや指定のタブレット端末に教材を提供〔提供教材数30件〕共有教材等を活用し電子黒板・書画カメラ・タブレット端末・電卓などのICT機器を活用した授業を年に１回は実施。（教育課程上の学習グループの５割で）（４）①全教員に研修全体計画を年度当初に周知。 ﾊﾞﾃィﾞは初任者に法定研修後のレポート提出を通じてコミュニケーションをとる。〔毎回コメント〕育成窓口担当者は懇談。〔学期に１回〕 ◆学校教育自己診断「初任者等を学校全体で育成する体制」について肯定率〔44.4%〕②・年間月時間外在校等時間80時間越え０人。〔80H越え５人　45H越えのべ137人 ２月末時点〕・職場ストレスチェックの数値前年度より軽減させる。〔健康リスク総合128ポイント・量的負担9.7ポイント〕③常勤教育職員に情報提供し、子育て・介護のある者に対し、効率的な働き方を支援。活用人数〔０名〕 |  |
| ２　人権を尊重し信頼される安全で安心な学校づくり | (１)大規模災害等の災害に備え、対応マニュアルの更新・訓練の実施と検証、及び必要な物品の充実を図る。(２)安全な医療的ケア体制の推進と肢体不自由のある児童生徒の教育内容の充実を図る。(３)**体罰防止と**個人情報等の適切な管理運用を行い、信頼される学校づくりを進める。(４) 新型コロナウイルス感染症対策においては、主治医や学校医、保護者との連携を一層進め、心身のケア・罹患者に対する差別やいじめ防止を図る。 | (１) ①大規模災害等の災害に備え、訓練を実施し更に現状に即した実効性のある対応マニュアルとなるよう充実させる。②防災教育の計画的・継続的な実施。③災害に備え必要な設備・備蓄物品の充実と管理方法の改善④緊急時・災害発生時のデジタル連絡網（「守口支援安心メール」）の拡充⑤ 通学バス乗務員との緊急事態発生時の児童生徒への対応と連絡体制の訓練の実施。⑤緊急事態に備えた、放課後等デイサービスとの連携と子どもの安全安心を守る方針の共有(２)医療的ケア対象児童生徒の健康安全指導の充実、特に高等部での実施体制を構築。①昨年度あった医療的ケアに関するヒヤリハット報告を年度当初に共有する。②肢体不自由のある児童・生徒の教育活動については、養護教諭・看護師との連携はもとより、医師・福祉医療人材等の指導助言を積極的に求め、「個別の教育支援計画」を充実させる。特に医療的ケア対象の児童生徒については、安全安心な行事参加、各授業・自立活動・機能訓練の授業を計画し、実施する。　③重度重複障がい児童生徒対象の授業力向上にICT機器を導入する。その実践を授業担当教員以外と共有する。**(３)①児童生徒の障がい理解や人権教育を推進し、体罰防止に取り組む。****ア．管理職企画による体罰防止研修も加えて春季より実施。（年３回）**イ．年度当初に各学部で「人権尊重のためのアクションプラン」を確認し、履行する。　②個人情報の適切な管理運用。事故ゼロ　未然防止のためにヒヤリハット、インシデント等の情報共有はその都度共有する。（４）①「ア：感染拡大防止会議」「イ：いじめ防止対策委員会」を適宜開催し、組織としての速やかな対応を行う。②コロナ不安等による長期欠席児童生徒については、家庭訪問の他、Web会議システム・動画配信等ICT機器を積極的に活用し、保護者本人とつながれる機会を増やすよう努める。 | (１)①マニュアルに基づき、４月中に、発災時の初動対応の役割を確認できたか。安全学習（地震・火災訓練）を年２回実施したか。②１学期中に各学部で１回の防災教育が実施でき、その内容を全教員で共有できたか。(共有フォルダ活用) ③４月中に倒壊防止措置箇所の点検ができたか・PTAと協働して家庭の「非常用持ち出し袋持参率80％以上」達成。〔小79.3%中80%高68.4%〕１/27現在全76% ④・保護者・教員の守口支援安心メール登録率タブレットスマホ所有者100%〔保護者97％・教員97％タブレットスマホ所有者のうち〕⑤バス乗務員への本校の人権アクションプラン共有「児童生徒への介助時のお願い」配付（４月中）・運行遅延時対応マニュアルにそった訓練（５月まで）・「救急搬送要請手順研修」(６月まで)・「火災発生時の避難訓練」（８月まで）⑤放課後等デイサービスとの連絡会を実施し、コロナ濃厚接触者判明時の対応・災害時の臨時休校や引き渡しルール共有・服薬管理に関する確認・個人情報保護等について確認できたか。〔年度内〕(２)①ヒヤリハット報告を全員で共有し、事故ゼロの意識を関係者で高められたか。（４月中）②高等部は、C２学級在籍生徒の実態や、コロナ感染症対策、緊急対応、授業指導体制、医ケア実施体制について年度当初に速やかに共有できたか。カニューレ脱落訓練〔年度当初にパターン別に３回〕・非常災害時の非常電源装置起動訓練＊保健室・体育館備蓄倉庫内非常電源装置２か所での起動確認（年３回）③前年度の取り組みをふまえて視線入力装置等ICT機器を授業に導入することで、いっそうの児童生徒の意思を大切にする授業づくりを模索し、授業を高等部教員に公開する。〔年１回〕（３）①チーム意識向上により「不適切な事象」生起０件。 ア．管理職より新転任者に「体罰防止研修」実施。（４月）年２回は悉皆研修にて、人権教育推進委員会と協働し、教職員間の人権尊重「ハラスメント研修」を含め、年３回実施できたか。 イ．アクションプランに基づき、同僚同士で、自己点検しながら履行できたか。◆学校教育自己診断「各学部の人権アクションプランに基づき行動できている」〔84.4%〕②個人情報のヒヤリハット件数による「アクシデント：事故０（ゼロ）。」・年度初めに各学部で昨年度のヒヤリハット・インシデント事例を共有し、未然防止する。健康安全部と共に「安全研修」の一部として実施。〔小３件・中２件・高５件〕 （４）①ア：府教育庁通知や感染拡大状況に応じて感染症予防対策校内マニュアル「まるもりマニュアル」を適宜改訂し、運用できたか。イ：府教育庁よりの「いじめに関するアンケート」を活用し、気になる事象については、担任等と連携し、ささいな事例でも速やかに対応できたか。②長期欠席児童生徒等への家庭訪問・テレビ電話・懇談　記録による１ケースあたりの回数〔新規〕 |  |
| ３　専門性を発揮できる指導や支援の充実、地域連携 | (１)児童生徒の発達段階を意識した実態把握とそれに対応する教材の工夫など支援方策の追及(２)福祉医療人材（OT.PT.ST.臨床心理士）やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、などの連携により、効果的な指導・支援の充実を図る。(３)「個別の教育支援計画」等の活用による教育活動の充実。**関係機関・事業所にも積極的に提供することで、支援の連携を強化する。**(４)校外の関係機関とも連携し、支援学校のセンター的機能を推進。 | (１)ア）実態把握のためのS－M社会生活能力検査・KIDSのアセスメントの方法や運用について見直し、そのうえで「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に活かす。　イ）指導が難しい障がい特性、疾患への理解を深めるための研修受講の機会を作る。（２）ニーズのある児童生徒へ福祉医療人材（OT.PT.ST.臨床心理士）やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学識を計画的に招き、相談支援後の人材からの指導助言の共有化により、全校教員の支援力を高める。(３) 支援部・進路指導部などによる地域学校園や関係機関との連携を推進し、地域支援先の支援力を高めると共に、校内支援も充実させ**る。****今年度も「放課後等デイサービス事業所」を含む日中活動系の福祉事業所・高等部実習先や進路先への「個別の教育支援計画」の意義を周知し、情報提供をすすめる。****(４)①支援教育地域支援整備事業北河内ブロック会議を核として市町村教育委員会の要請により支援にあたる。****②LSを２名体制で配置し、地域学校園の訪問相談支援を実施。****③LSのみならず、ニーズに応じて本校教員が府内支援学校や本校の実践を関係機関や地域小中学校保護者に情報提供する。** | (１) ア）自立活動部は、S-M社会生活能力検査・KIDSのアセスメントの方法や運用が「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に活かされるよう改善する。イ）アセスメント理解あるいは特定の障がい・疾患のある児童生徒への支援方法を深める研修を外部人材活用して実施〔年１回〕（２）指導・支援充実の共有化（前年度以上）「自立活動部だより」〔４回〕「支援部便り」〔３回〕「研究推進部便り」（３回）その他、専門家の指導助言のビデオ記録等の工夫により、共有化や実践への活用を図る。（３）「校内支援連絡会」（高等部）の定例開催〔８回〕「個別の教育支援計画」の情報提供・活用〔「放デイ」２件〕〔「卒業後の進路先」21件〕（４）①KITADE教材数を充実させる。「自立活動」の実践については、さらに増やす〔掲載数：現在236件〕各支援学校や北河内７市所管の学校園への周知に努め、活用の啓発を図る。R３年度「自立活動研究会」会場校として、KITADEの取り組みやデータ教材「自立活動」について情報提供。②支援回数実績〔92件〕③本校での**キャリア教育・進路選進路選択の在り方等、****昨年度情報提供のニーズが高かった内容を****在籍児童生徒の保護者のみならず、地域小中学校****保護者**・教員に対して情報提供する。 |  |
| ４　キャリア教育等の推進、次ステージ移行を支援する体制 | (１)小学部段階からライフキャリア教育の視点に立ち、児童生徒一人ひとりの実態を踏まえた自立活動並びにキャリア教育の推進。(２)連続性のある学びの構築のため、学部間の連携と情報共有を深める。(３)関係機関と連携し、希望する進路の実現及び就労移行を継続支援する体制の充実を図る。 | (１)①ア）夏季休業期間を利用し、進路指導部研修として、地域福祉事業所、グループホーム等を見学し、今なすべきキャリア教育は何かを教員が考える一助とする。イ）各学部の授業や行事を、「キャリア全体計画」の観点で分析し全教員で情報共有する。②PTA講演会の他に「卒業生による、進路報告会」について、在籍高等部生徒・教員の参加のみならず、保護者の参加も促し、社会参加・自立にむけてのイメージを共有する。③進路指導部・自立活動部については、他校の指導者との交流の中で、本校で実践してきたキャリア教育・自立活動を振り返り、各学部の自立活動・キャリア教育の在り方、推進の具体的な手立て等を分掌等チームで共有する。④卒業後の社会生活に必要な知識・態度を習得する取り組みを授業や特別活動において、積極的に外部人材を活用できたか。 (２)学部間の年度初めの引継ぎだけでなく、日々、情報交換しやすい教員間の関係性を強めるため、公開授業等を活用し学校全体の教育の繋がり・連続性を意識できるようにする。 (３)就業・生活支援センター等と連携し、①高等部３年生の希望する進路の実現②中学部３年生の希望する進路の実現、進路指導にあたる校内教員の高等部コース制の理解と本校高等部職業自立コースの理解を入学希望者本人が深める取り組みを進める。③進路決定に向け、PTA活動と協働し、地域の福祉サービス事業所の情報提供を計画的に実施する。 | (１）①ア)施設事業所見学会　教員参加者　各学部別イ）進路指導部が発信する機会を１回以上もつ。②進路報告会感染防止のため分散で実施。　今まで参加していない他学部教員・保護者に案内し希望者が参加できたか。実績〔人数〕③校外での研修受講し、その内容を分掌部内で報告伝達できたか。・北河内支援学校職業コース作業体験交流会の企画を充実させ、各校の生徒が自身の学校生活・学習活動に自信をもち、達成感を得られるものにできたか。（参加生徒にニーズアンケート調査を実施）　　④中・高等部においては、「情報リテラシーの育成」のため、「SNS上のトラブル回避」のために計画的に生徒の実態に応じてスマホ教室を実施。(２)同じ教科領域の授業参観を企画し、全学部の教員が参観する公開授業実施（年３回）◆学校教育自己診断（教員）の「分掌・学部・学年間の円滑な連携」の肯定率を60％以上にする〔48.9%〕(３)①「職業自立コース」全員の就労と「生活自立コース」保護者への細やかな情報提供と進路決定②全学部教員対象の「高等部コース制」理解啓発研修を実施できたか。・高等部入学希望者に「職業自立コース体験」を実施できたか。・中学部３年生対象に「高等部授業体験」を実施できたか。③「日中系福祉サービス提供事業所案内」の発行と施設見学の実施。〔２箇所２回〕＊R２年度コロナ渦中　　　　　　　　　　〔12箇所８回〕＊R１年度 |  |